

【韓国】永住外国人への地方参政権付与の現状と今後の展望

海外立法情報課・白井 京

* 韓国では、2005年8月4日に公布され、同日付で施行された改正公職選挙法により、永住権取得後3年を経過した外国人に対し地方参政権が付与されている。ここでは、2010年6月2日の統一地方選挙を前に、韓国国内での評価と現行の規定について紹介する。さらに、今後の展望として2010年統一地方選挙での日本人有権者数を推測し、複数国籍を認める国籍法改正案について紹介する。

韓国国内での評価

2006年統一地方選挙の時点で選挙権を有していた外国人の数は合計6,726名であり、内訳は台湾（中華民国）国籍6,580名、日本国籍100名、中国国籍23名、米国籍14名、その他が9名であったとされる(注1)。この永住外国人への地方参政権の付与は、韓国国内ではどのように評価されたのだろうか。

韓国国際移住研究所が2006年5月に開催したシンポジウム「定住外国人の選挙権」において、同研究所のキム・ヒジョン研究員は、「民主主義の発展に寄与するところが大きい」と評価しつつ、以下の3つの点について批判している(注2)。第一に、外国人に対する参政権付与の議論自体が、日本における在日同胞の参政権獲得運動の一環として「外交的かつ戦略的な次元から」始められたため、政府関係者と専門家の間での議論はなされたものの、国民的な世論の形成にいたらなかった点である。第二に、永住権取得後3年を経過した者に限定されており、さらに被選挙権が含まれないなど、参政権としてはかなり限定的なものである点である。第三に、韓国に在住する外国人の総数に比して選挙権を得た者の数が少数に限られているという点を挙げている。同研究員は、「永住権を獲得できる者は投資家や高学歴者で既に社会特権層」である上に、さらに参政権という特権を与えられることになったのに対し、「差別される立場である移住労働者に対しては、差別に差別を重ねるもの」とであると指摘している。

建陽大学警察行政学科イ・ユンファン教授は、血統と国籍に強くこだわる東アジア諸国に新しい市民権形成の端緒を提供したと評価しながら、永住権取得の困難さに問題があり、基準の緩和を検討すべきと指摘している(注3)。ソウル大学法学部の鄭印燮（チョン・インソプ）教授は、受益者である華僑の要求が表面化していないなかで付与された点で、当事者の要求が先行している日本での外国人地方参政権獲得運動とは大きく異なるとし、「在日同胞の地方参政権獲得を支持するという名分がなかったならば、果たしてこのように簡単に認められたのか、という疑問を感じるのも事実」と述べている(注4)。

現行制度

現行の公職選挙法では、永住外国人への地方参政権付与について第15条（選挙権）第2項第3号において以下の通り定めている。

2 項 19 歳以上であり、第 37 条第 1 項の規定による選挙人名簿作成基準日現在、次の各号の一に該当する者は、その区域において選挙を行う地方自治体議会議員及び地方自治体の長の選挙権を有する。

3 号 「出入国管理法」第 10 条の規定による永住の在留資格取得日後 3 年が経過した外国人で、同法第 34 条の規定により当該地方自治体の外国人登録台帳に登録された者

なお、被選挙権については第 16 条（被選挙権）において国民に限定されており、選挙運動については第 60 条（選挙運動を行うことができる者）において国民以外の者は行うことができない（ただし候補者の配偶者を除く。）と規定している。

出入国管理法第 10 条（在留資格）の規定による「永住」については、出入国管理法施行令の別表 1 に規定されている。「永住」という在留資格は 2002 年に新設されたものであり、イ・ユンファン教授も指摘しているようにかなり厳しい条件が課されていると評価されている。2010 年 1 月現在の規定は、以下のとおりである。2006 年以降に改正され、又は付け加えられた項目については、下線で記した。

在留資格 28 の 3 永住 (F-5)

出入国管理法第 46 条第 1 項各号の一に規定する強制退去の対象にはならない者で、次のいずれかに該当する者

イ. 大韓民国「民法」の規定による成年であり、本人又は同伴家族が生計を維持する能力があり、品行がよく、大韓民国に継続して居住するのに必要な基本的素養を有する等、法務部長官が定める条件を備えた者で、芸術興業 (E-6) 資格を除く駐在 (D-7) から特定活動 (E-7) までの資格又は居住 (F-2) 資格により 5 年以上大韓民国に在留している者

ロ. 国民又は永住 (F-5) 資格を有する者の配偶者又は未成年者子女で大韓民国に 2 年以上滞留している者及び大韓民国における出生を理由に法第 23 条により滞留資格付与を申請した者で、出生当時父又は母が永住 (F-5) 資格により大韓民国に滞留している者

ハ. 「外国人投資促進法」により米貨 50 万ドル以上を投資した外国人投資家で、国民を 5 人以上雇用している者

ニ. 在外同胞 (F-4) 資格で大韓民国に 2 年以上継続して滞留している者で、生計維持能力、品行、基本的素養等を考慮し大韓民国に継続して居住する必要があると法務部長官が認めた者

ホ. 「在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律」第 2 条第 2 号の外国国籍同胞で、「国籍法」の規定による国籍取得要件を備えた者

ヘ. 従前の「出入国管理法施行令」(大統領令第 17579 号で一部改正され 2002 年 4 月 18 日公布施行される以前のものをいう。)別表 1 第 27 号欄の居住 (F-2) 資格 (これに該当する従前の滞留資格を有したことがある者を含む。)があった者で、生計維持能力、品行、基本的素養等を考慮し、大韓民国に継続して居住する必要があると法務部長官が認める者

ト. 法務部長官が定める分野の博士学位証を有する者で、永住 (F-5) 資格申請時に国内企業に雇用され法務部長官が定める金額以上の賃金を受けている者

チ. 法務部長官が定める分野の学士学位以上の学位証又は法務部長官が定める技術資格証

を有する者で、国内滞在期間が3年以上であり、永住（F-5）資格申請時国内企業に雇用され法務部長官が定める金額以上の賃金を受けている者

リ. 科学、経営、教育、文化芸術、体育等の特定分野において卓越した能力を有する者のうち、法務部長官が認める者

ヌ. 大韓民国に特別な功労があると法務部長官が認める者

ル. 訪問就業（H-2）資格で就業活動をしている者で、この表第27号の居住（F-2）欄のト目（1）から（3）までの要件をすべて備えている者のうち、勤続期間又は就業地域、産業分野の特性、人力不足状況及び国民の就業選好度等を考慮し、法務部長官が認める者

ヲ. 居住（F-2）リ目に該当する資格で大韓民国において3年以上滞在している者で、生計維持能力、品行、基本的素養等を考慮し大韓民国に継続して居住する必要があると法務部長官が認める者

ワ. 居住（F-2）ル目に該当する資格で大韓民国において5年以上滞在している者で、生計維持能力、品行、基本的素養等を考慮し大韓民国に継続して居住する必要があると法務部長官が認める者

ハ目の改正については、以前は200万ドルであったのが50万ドルに引き下げられている。その他の項目における在外同胞（F-4）及び訪問就業（H-2）は外国国籍同胞（主に中国国籍の朝鮮族）を対象とした滞在資格であり、居住（F-2）リ目は「年齢、学歴、所得等が法務部長官の定める基準に該当する者」、ル目は「法務部長官が定める基準による不動産又は資産に投資した外国人」を指す。近年の外国人政策の転換（注5）を受け、出入国管理法施行令における永住権を取得可能な者の枠は拡大しているが、その対象となっているのは外国国籍同胞と、韓国にとって受入れメリットの大きい能力や資力を有する外国人であることがわかる。

2010年統一地方選挙での日本人有権者数は？

前述したように、2006年統一地方選挙では100名の日本人に参政権が付与されるとされるが、2010年統一地方選挙での日本人有権者数はどのくらいになるだろうか。地方選挙での選挙権を有するのは永住権取得後3年が経過した者であり、選挙日の19日前から選挙人名簿が作成されることから、2010年6月の統一地方選では2007年5月時点での日本人永住権者がその対象となりうる。日本人永住権者の数は、2006年10月時点で1,622人（海外在留邦人統計による）、2007年10月時点で2,903人（同）であることから、2007年5月の時点ではこの2つの数値の間の数になると推定できる。この数値には選挙権を有しない19歳未満の者や、その後日本に帰国した者も含まれていることから、さらにこれらの者を引いた数になるだろう。

なお、2009年度の海外在留邦人数統計（速報版）による最新の日本人永住権者数は6,265人である。うち5,060人が女性であり、多くが韓国人配偶者との婚姻によるものと思われる。2000～2008年の間に韓国人男性と結婚し韓国に居住している日本人女性は8,159名（注6）であることから、2014年の統一地方選挙ではさらに日本人有権者数が拡大するものと推測される。

国籍法改正案の提出

ここで2009年12月29日に政府により提出された国籍法改正案(注7)を紹介したい。韓国の現行国籍法は、複数国籍防止の原則をとっており、複数の国籍をもつ者に対し、22歳までにどちらか一方の国籍を選択する国籍選択制度を定めている。しかし、1997年に行われた父系血統主義から父母両系血統主義への法改正、近年の国際結婚の急増、生地主義をとる国への移民や留学中に出生する子どもの増加などから、複数国籍を有する者が増えている。

今回の改正案は、先天的に複数国籍を有する者、国際結婚による移民、国内出生者で20年以上韓国に居住している者、2代にわたり韓国国内で出生した者、海外に養子に出された後に韓国に戻り国籍を回復した者等に対し、韓国国内で外国国籍に基づく権利を行使しないと誓約すれば、事実上複数の国籍を有することを認めている。複数国籍防止の原則を見直し、生活実態に合わせて容認してきた欧州諸国と同様の方向性を打ち出したとあっていいだろう。同法案が可決されれば、外国国籍を有する選挙権者が一気に拡大する可能性がある。

審議は始まったばかりで見通しは不透明だが、政府法案であり、これまでも外国人政策基本計画等において何度も改正について言及されてきた内容であることから、可決される可能性は低くはない。今後の審議過程が注目される。

注(インターネット情報はすべて2010年1月25日現在である。)

- (1) このときに選挙権が付与された外国人の総数については、中央選挙管理委員会ウェブサイト<<http://www.nec.go.kr/>>において確認できるが、その国籍の内訳についてはプレスリリース等にも掲載されていないため、以下の報道を参考にした。「5・31 지방선거—영주권 가진 외국인 6700 여명 첫 투표」(5・31 地方選挙—永住権を有する外国人約 6700 名初めての投票)『毎日経済新聞』2006.6.1.
- (2) 2006年5月セミナー「定住外国人の選挙権」韓国国際移住研究所ウェブサイト<http://www.cimsk.org/bbs/view.php?id=b_study&no=3&PHPSESSID=608273469ce5c33180a4caf50f120ade>
- (3) 이윤환(イ・ユンファン)「공직선거법상 외국인선거권에 관한 고찰」(公職選挙法上外国人選挙権に関する考察)『法學研究』No.32, 2008.11.25.なお、その他にも在外国民に対し実質的に参政権が付与されていない点を指摘しているが、それについては2009年の公職選挙法改正により是正されている。白井京「韓国の公職選挙法改正—在外国民への選挙権付与」『外国の立法』No.241, 2009.9, pp.152-170.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/241/024107.pdf>>
- (4) 鄭印燮「韓国における外国人参政権—その実現過程」田中宏・金敬得共編『日・韓「共生社会」の展望—韓国で実現した外国人地方参政権』新幹社, 2006, p.55.
- (5) これまで出入国管理政策—辺倒だった韓国の外国人政策は、外国人の受入れと社会統合政策に軸足を移しつつある。宣元錫「動き出した韓国の移民政策」『世界』No.797, 2009.11, pp.239-250.
- (6) 「인구동향조사/시도 외국인 아내의 국적별 혼인」(人口動向調査/市道 外国人妻との国籍別婚姻), 国家統計ポータル<<http://www.kosis.kr/>>
- (7) 国籍法改正案(国会議案情報システム)<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_P0U9S1Z2A2H9P1K5Y4T9E1I6A5I7O3>